第55回価格調査評価監視委員会が開催されました

このほど第55回(平成29年度第2回)価格調査評価監視委員会が開催されましたので議事概要を報告いたします。本委員会は年3回開催され、経済調査会の調査基準、調査実施状況、調査結果等の妥当性、透明性について外部有識者が評価、監視するものです。

●議事概要

開催日時:平成29年7月20日(14時56分~16時54分)

開催場所:一般財団法人経済調査会会議室

出席委員:木下昌、小林誠治(委員長)、小林康昭、榊原渉、塩田克彦、關豊 (五十音順)

議題

1. 前回委員会議事録(案)の承認

2. 事例審議

(1) 自主調査: 生コンクリート〔東京(17区)〕

(2) 受託調査: 樋門ハウス〔福島県本宮市〕

●議事要旨

○議事安百			
議題・質問	説明・答弁		
1. 前回(第54回)委員会議事録 (案)の承認	○ 事前に配布した議事録(案)について確認、承認された。		
 事例審議 (1)自主調査「積算資料」8月 号から、生コンクリート〔東京 (17区)〕について審議。 	○ (説明) 生コンクリート〔東京(17区)〕の概要を説明した後、調査総括表、調査情報票等にしたがって調査プロセス、調査結果等を説明。		
○ 今後、長期的にはどのような 見通しになっているのか。	○ メーカー側では、2020年以降も出荷は順調に推移すると見通している。需要者側の品質と供給面の安定を重視する姿勢から、市況も堅調に推移する見込み。		
○ アジテータ車は足りているのか。	○ 以前、生コン需要が大きく減った時期に随分整理され、今後の需要増への対応には不安もあるようだ。		
○ 建物の構造を鉄骨造に見直す 動きの影響はあるのか。	○ 需要面のマイナス要因の一つとして、メーカー側で も認識されている。		
○ 需要の土木工事向けと建築工 事向けの比率はどうなのか。	○ 土木2:建築8ぐらいの比率となっている。東京は 建築工事の比率が高い。		

議題・質問		 説明・答弁
○ 共同販売事業で価格が安定している地区は調査をもう少し簡易にできるのではないか。	0	実勢取引価格の把握には都度の聞き取り調査は必要。東京の価格は周辺エリアにも影響し、かつ使用量も多いため、調査には慎重を期している。
○ 生コン協組の価格スライド表 の設定は、妥当なのか。	0	需要者側ではその妥当性を検証した上で、取引上の ベースとして採用している。
○ 生コン協組への加入・非加入 には、セメント会社の系列の 違いで傾向はあるのか。	0	系列の違いよりは、協組の市況形成力が強ければ、 セメント会社としては系列の工場が加入する方がセ メントの販売も安定するという面があると思われる。
○ 需要者側は購入の際に生コン 協組加入を考慮するのか。	0	使用量が多く複数工場からの供給を要する場合は、 協組が有する供給体制にメリットがある。
○ 生コン協組に非加入の工場の 供給先はどのような工事か。	0	民間工事の小口物件などが主体となっている。
○ 調査対象事業所に生コン協組 非加入の事業所が少ないので はないか。	0	協組と競合関係にある非加入工場のシェアは2割弱程度で、そのなかで出荷の多い事業所を対象としており、妥当と捉えている。
○ 調査対象事業所の選定経緯が 資料上に表現されると妥当性 がよりクリアになる。	0	今後留意したい。
○ 需要者側の調査記録にある最 安値と最高値の差はなにか。	0	最安値は過去の契約物件での購入が残っていること によるものである。
○ 過去の契約物件で納入中の価格はどのように扱われるのか。	0	新しい価格での契約が増えることで実勢価格水準は 移行していくため、旧契約分の動向とともに注意を 払っている。
(2)受託調査「樋門ハウス」〔福 島県本宮市〕について審議。	0	(説明) 樋門ハウスの特徴と受託業務の概要を説明 した後、調査方法、回収データの状況、調査プロセ ス、調査結果等を説明。
○ 調査対象事業所はどのように 選定したのか。	0	今回の納入場所を含む地域に販売網を有する事業所を選定した。

議題・質問	説明・答弁
○ 今回の調査対象事業所以外に 現場へ納入可能な地場の代理 店はないのか。	○ 事前にメーカーにも確認したが、今回対象とした事 業所以外に地場の代理店はなかった。
○ 複数メーカーの製品を扱う代 理店はあるのか。	○ 複数メーカーの製品を扱う代理店はなかった。
○ 特殊な材料だが「組み立て費」 は対象ではないのか。	○ 今回の調査は「材料費」ということで依頼されており、「組み立て費」は対象ではない。
○ この構造物は気密性を求められるのか。	○ 設置目的は操作員の転落防止や機械の腐食防止であるが、構造物自体に高い気密性が求められる訳ではない。
○ この構造物はさまざまな応用 が利くと思われるが、メーカ ーは樋門ハウス専業なのか。	 設計コンサルタントなど他業種との兼業だが、メーカーとしては樋門ハウスが主体。
○ 代理店のネットワークは、メーカーの系列色が強いのか、 あるいはオープンなのか。	○ 現状においては、メーカーの系列が分かれていると 把握している。
次回委員会の確認	10月27日頃を予定

(文責 価格調査評価監視委員会事務局)

価格調査評価監視委員会規約

(目的)

第1条 一般財団法人経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の調査について、その妥当性・透明性を高め、調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格調査評価監視委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

- 第2条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、次の事務を行う。
 - 一 次の事項について、審議すること。
 - イ 資材価格等の調査基準
 - ロ 調査基準に基づく調査実施状況
 - ハ 資材価格等の調査結果
 - 二 前号において、審議の対象とする資材価格等は、定期刊行物掲載価格に係る調査及び受託調査のうちから委員会 が選定する。
 - 三 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

- 第3条 委員は、公正中立の立場で審議を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。
 - 2 委員会は、委員8人以内で組織する。
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。また委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任 者の残任期間とする。
 - 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
 - 2 委員長は、委員会を代表する。
 - 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、原則として年に3回開催する。

(審議結果の報告)

- 第6条 委員会は、第2条により審議の対象となった事項に関し、改善すべき事項があると認めたときは、理事長に対し 報告する。
 - 2 前項の報告及びそれにもとづく改善措置は、その内容を公表する。
 - 3 委員会の審議結果は、委員会開催後、国土交通省に報告するものとする。

(委員会の意見等の聴取)

第7条 委員会は、第2条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様 とする。

(事終局)

第9条 委員会の事務局は、一般財団法人経済調査会価格調査評価監視委員会事務局に置く。

附則

- この規約は、平成 15年 10月 29日から施行する。
- この規約は、平成24年7月27日から改定施行する。
- この規約は、平成28年4月20日から改定施行する。
- この規約は、平成29年4月21日から改定施行する。

価格調査評価監視委員会委員名簿(五十音順)

木下 昌 公認会計士 木下昌事務所 公認会計士・税理士

小林 誠治 一般財団法人 公会計研究協会 参与

小林 康昭 足利工業大学 客員研究員 工学博士

榊原 渉 株式会社 野村総合研究所 コンサルティング事業本部

グローバルインフラコンサルティング部長/上席コンサルタント

塩田 克彦 株式会社 NTTファシリティーズ エンジニアリング&コンストラクション事業本部

コンストラクションマネジメント部部長 (公社)日本建築積算協会監事

關 豊 ジェイアール東日本コンサルタンツ株式会社 工学博士